

禁酒法

渡邊瑞基 石田龍輝 塚本大也

指導者 本田由佳 教諭

要旨

酒は古くから嗜好品として多くの人に好まれる一方、身体に短期的・長期的な悪影響を及ぼし、多くの事件や事故を引き起こす。禁酒法制定の是非・方法について海外の禁酒法の事例・宗教的側面・経済的側面・飲酒による事件や事故などの観点から多面的に考察し、独自に考案した禁酒法の施行方法である“One Century Removal”を提案する。

Prohibition Law

Watanabe Mizuki, Ishida Ryuki, Tsukamoto Daiya

Abstract

While alcohol has long been favored by many people as a luxury item, it has both short- and long-term negative effects on the body and causes many incidents and accidents. This paper discusses the pros and cons of enacting a prohibition law and how to enforce it from various perspectives, such as the case of overseas prohibition laws, religious aspects, economic aspects, and incidents and accidents caused by alcohol consumption, and proposes "One Century Removal," an original method of enforcing a prohibition law.

1.序論

1-1 研究動機

酒やコーヒー、タバコ等の嗜好品は古くから多くの人に好まれる一方、身体に短期的・長期的な悪影響を及ぼし、多くの事件や事故を引き起こす。酒類は中でも大衆性・有害性・依存性において傑出している。そこで、酒類はコカインや大麻などの違法薬物と同等、またはそれ以上の依存性・有害性を有しているのではないかと疑問を持ち、調査することにした。

1-2 扱う対象について

本研究において酒類とは、アルコール分 1 度以上の飲料をいう（酒税法第一章第二条に基づく）。現行の酒類に関する法律は、主に酒税法、未成年飲酒禁止法、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律、道路交通法、刑法、アルコール事業法、酒税の保全及び種類業組合等に関する法律がある。

1-3 酒による影響

酒類に含まれるアルコールには神経を麻痺させる働きがあり少量なら気持ちをリラックスさせるなどの作用もあるが、適量を超えると記憶をなくしたり時には呼吸中枢のマヒによって死に至る例もある。過度な飲酒が続くと肝障害、膵炎、糖尿病、心疾患、高血圧、胃腸障害、がん等の身体疾患や障害やうつ病といった精神疾患の発病リスクが高まる。また老若男女を問わず、長期間多量に飲酒をすれば誰でもアルコール依存症になる可能性がある(アルコール依存症とは、長期間多量に飲酒した結果、アルコールに対し精神依存や身体依存をきたす精神疾患)。さらに飲酒運転、転倒・転落、溺水、凍死、吐物吸引、アルコールハラスメント、家庭内暴力(DV)、児童や高齢者への虐待、放火、殺人、性犯罪・性暴力等の事件・事故が飲酒・酩酊により引き起こされる。

1-4 研究目的

本研究は、飲酒に誘起される諸疾病の発病リスク軽減、事故・事件の件数の低下(治安正常化)の二点の達成を目的とし、日本における禁酒法の施行の是非・方法を諸方面から多角的に考察する。

1-5 論文形式

以下の本論では 2A において酒に対する考察、2B において禁酒法の独自方法論の提案を行う。

2.本論

2A-1 アンケート

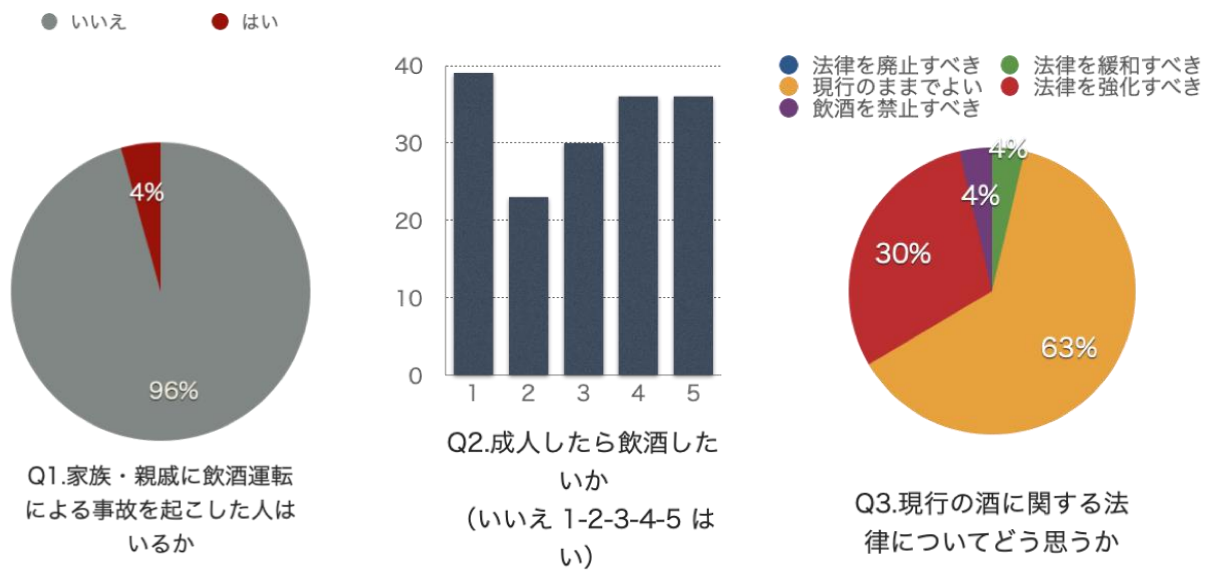
土浦第一高等学校の生徒に対して Google フォームを利用しアンケートを実施し、計 164 件の回答を得た。(2021/10/31-2022/01/20)

考察:

Q1 から、全体の 4%もの人が家族・親戚に飲酒運転により事故を起こした人をもつことがわかり、事故を伴わない飲酒運転はその何倍も行われていることが推測できるので、飲酒運転は頻繁に身近で発生していると思われる。

Q2 から、成人後に飲酒をしたいと考えている人としたくないと考えている人はほぼ同程度であることがわかる。

Q3 から、現行の法律についてより厳しくすべきと考える人の方がやや多いことが分かる。



2A-2 禁酒法の事例

以下は、海外の過去または現在の禁酒法の事例とその結果である。

アメリカ:密輸・密造の増加・治安の悪化により中止。

ロシア:密造の増加や酒税収入の低下により中止。

イスラーム国家:宗教上の理由で厳しい法律がある(サウジアラビア等では禁止)。

北欧諸国:長い禁酒の伝統を持ち、現在でも厳しい管理をしている(専売制など)。

考察:

主な失敗の原因は密輸・密造の増加、反対派による治安悪化、酒税収入の低下の三点に集約される。

宗教上の規制が存在するため禁酒法が施行し続けられている国があり、宗教の影響は大きい。

宗教上の制約が存在しなくても厳しい規制を伝統により保っている国があり、日本の先例となり得る。

2A-3 宗教との関連

イスラーム教:イスラーム法では明確に飲酒を禁止している。

キリスト教:聖書では飲酒自体は許されているが、酩酊することは禁止されている。

仏教:禁止だが、法的に厳しく制限している仏教国はない。

ヒンドゥー教:飲酒が忌避され、インドでは禁止する州も多数存在する。

神道:酒の神や日本三大酒神神社が存在することから、飲酒に肯定的である。

考察:

多くの宗教では飲酒に不寛容であるが、実際に禁止している国は一部である。国際化によって多民族国家の形成が起こり諸文化の尊重がなされた結果国の法律として禁酒を定める国が少ないのではないか。

日本人の宗教は神道や仏教が主である多神教であるが、各々の熱心な信者はごく少ないため宗教の教義はあまり飲酒に影響しない。

2A-4 酒の経済的役割

各業種の就業者・売上等のデータを用いて独自の概算で推定した日本で酒の醸造、販売を禁止した場合の経済的損失・失業者数を以下に示す。

酒税・酒類の消費税の損失:1~1.5 兆円（歳入の 1~2%）

小売業・卸売業・飲酒業の酒類の売上の消失による損失:4~4.5 兆円

酒類の小売業・卸売業・飲食業等の失業者：約 10 万人（日本人口の 0.08%）

考察:

酒税・酒類の消費税収入は国家歳入の 1~2%を占めるが、日本は先進国であることを鑑みれば国家財政に与える影響は微々たるものである。

失業者 10 万人に対しては、失業保険に加えた同程度の補償（200 万円/人程度か）をし、公的事業で雇用を生み出す等の対策をとれば良い。

2A-5 飲酒が誘起する事件や事故

飲酒運転による人身事故:2522 件、内死亡事故 159 件(令和 2 年)（通常の交通事故の死亡事故率が約 0.8%なのに対し飲酒運転による死亡事故率は 6.3%）

配偶者からの暴行(DV):相談 82643 件、検挙 8702 件(令和 2 年) 急速に増加傾向

児童虐待:通告 106991 件、検挙 2133 件(令和 2 年) 急速に増加傾向

傷害:認知件数 23286 件、検挙 20979 件(平成 29 年)

暴行:認知件数 31013 件、検挙 25696 件(平成 29 年)

(DV・虐待・暴行・傷害は禁酒法を施行すると急速に減少することが過去の禁酒法の事例から明らかである)

考察:

飲酒運転による事故では死亡事故率が通常の事故の 8 倍となっており、飲酒運転の危険さが窺える。

DV・児童虐待は現在急速に増加傾向にあり、増加を阻止するために禁酒法は有効である。

2B-1 禁酒法の独自方法論

2A での調査に基づき、ここでは我々が独自に考案した禁酒法の施行方法案である

”One Century Removal”

を提案を行う。

”One Century Removal” (以下 OCR)

内容:酒類の購入可能年齢を特定の生年月日によって定め、施行 100 年後に完全に禁止する。

(例)

2030/01/01 以前生まれ:購入可

↳ 以降生まれ:購入不可

2130/01/01 完全禁止

2B-2 OCR の利点

- ・ 施行開始時点で飲酒可能な人は施行後も禁止されないため、飲酒者からの不満・反対が出にくくなる。

- ・ 酒類市場は 100 年の歳月をかけゆっくりと縮小していくため、関連企業は対策（他業界参入等）を講じる猶予が十分にあり、就業者は解雇されにくくなり政府は補償対応をこなしやすい。

- ・ 施行後 100 年間は輸出入・醸造が合法のため違法行為は存在せず、その間に国内の酒類市場は限りなく縮小していくため採算が次第に取れなくなっていき、完全禁止後には殆どの業者が撤退または消滅しているため密輸・密造の件数が格段に減少する。

- ・ 酒類関連企業は倒産せずにノウハウを活かして他業界に参入すると考えられるため、経済衰退・税収低下を抑えることができる。

2B-3 禁酒法の詳細

- ・ 料理酒、味醂、消毒液等飲用となりえないアルコール製品は禁止の対象外とする。

- ・ 本禁酒法の影響によって解雇された失業者に対しては、失業保険に加えた同程度の補償（200 万円/人）を行う。

- ・ その他の点については現在の諸違法薬物と同様に扱う。

3.結論

3-1 結論

我々は本研究を通して、禁酒法を施行すべきである、という結論に達した。根拠を以下に示す。

飲酒は諸違法ドラッグと同等の依存性・有害性を持ち、交通事故・DV・虐待・暴行などの犯罪行為を助長する。過去にアメリカ合衆国やロシアなどの大国が禁酒法の運行に失敗しているが廃止の原因は密輸、密造、酒税低下など OCR で対応できるものであり、また現在インドの一部州や UAE などのイスラム圏、北欧諸国では禁酒法は施行されている例があるた

め、日本においても施行は当然同様に可能である。キリスト教、イスラム教、仏教の世界三大宗教では基本的に飲酒が忌避されているのに対し日本の土着信仰である神道では飲酒が歓迎されているという面もあるが、日本における宗教意識は希薄であり禁酒法が宗教信仰に与える影響は微小である。禁酒による経済的損失は、OCR を用いれば国家予算内で十分に賄えると推定できる。

3-2 酒の肯定的側面に関して

酒の文化的・習俗的な面に関する肯定的な意見に対する我々の反論を以下に示す。

- ・酒はストレス解消やコミュニケーション円滑化の手段として不可欠である。

→アルコールは諸違法薬物と同等の依存性・有害性をもつため、それらの手段としてアルコール摂取が認められるのならば他違法薬物も合法となるべきであるが、そうなった際の治安悪化を鑑みると合法化されるべきでないことは言うまでもない。よって酒は違法となるべきであり、アルコールをそれらの手段として摂取するのは単なる薬物依存である。

- ・日本各地に酒造文化が存在したり（地酒）、日本酒やワインなどの評価すべき文化が存在する。

→酒造文化の素晴らしさは評価に値するが、一方でどのような物でも一定の文化を内包しており、諸違法薬物や犯罪行為もその例に漏れない。酒造文化の価値と禁酒法施行の利点とを比較した結果、長期的には後者の方が重大であると判断したため、酒文化の消滅は必要な犠牲だと考える。

4.謝辞/参考文献

4-1 謝辞

本研究の遂行にあたり、特定非営利活動法人仙台ダルク・グループの皆様にはご多忙の中 Zoom 取材を了承して頂き、本研究の指針を決定づける為の貴重なお話をして頂きました。ここに深謝の意を示します。

4-2 参考文献

禁酒令-wikipedia

<https://ja.wikipedia.org/wiki/禁酒令>

酒-wikipedia

<https://ja.wikipedia.org/wiki/酒>

飲酒と暴力 | e-ヘルスネット

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol/a-06-005.html>

犯罪被害者白書 | 警察庁

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html>

法務省：犯罪白書

https://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html

全国「酒類販売事業者」動向調査：東京商工リサーチ

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210714_04.html

統計局ホームページ

<https://www.stat.go.jp>

財政に関する資料：財務省

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/a02.htm